

消防法施行規則の一部を改正する省令等について

令和 6 年 1 月
消防庁予防課

1 改正概要

- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会）により、対面講習は原則としてオンライン化することとされた。
- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 10 に規定する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「消防設備士講習」という。）は、現在都道府県が実施しているが、都道府県からの意見も踏まえ、オンライン化への対応として、オンライン講習を行う指定講習機関（同法第 17 条の 11 第 1 項に規定する指定講習機関をいう。以下同じ。）を新たに指定できるようにする必要がある。
- そこで、消防設備士講習に係る指定講習機関の指定基準等を規定するために、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）等を改正する。

2 改正内容

(1) 消防法施行規則の一部を改正する省令

- 消防設備士講習に係る指定講習機関の指定基準について、以下のとおり定める。
 - ・ 指定講習機関の指定は、消防設備士講習を行おうとする法人の申請により行うこと
 - ・ 指定を受けようとする法人が総務大臣に提出する申請書及び添付書類（定款及び登記事項証明書等）を定めること
 - ・ 総務大臣は、指定を受けようとする法人が、オンライン講習ができる体制を有していること等の要件を満たしていると認めるときでなければ指定をしてはならないこと
 - ・ 総務大臣は、指定を受けようとする法人が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること等の要件に該当するときは、指定をしてはならないこと
 - ・ 総務大臣は、指定講習機関を指定したときは、当該指定を受けた者の名称等を公示しなければならないこと
- その他、講習の頻度、指定講習機関の役員等の守秘義務等の指定講習機関の運営等に関する事項について、消防法施行規則第 1 条の 4 に規定する防火管理講習に係る登録講習機関の運営等に関する事項に準じて規定する。
- その他、所要の改正を行う。

(2) 消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目の一部を改正する件

- 消防設備士講習の修了証明の方法として、修了証の発行を追加する等の規定の整備を行う。

3 施行期日

- (1) (2) とともに、公布の日から施行する。